

## 多久市畜産農家事業継続支援金事業

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、売上が大きく減少している市内の農業者の事業継続を支援するため、多久市独自の支援金を支給します。

### 2 支援金の対象者

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

○市内在住で畜産業を営んでおり、今後も畜産業を継続する意思がある農業者であること。

※法人の場合、市内に会社、事業所等があることが必要です。

○肥育牛・繁殖牛・乳用牛のいずれかを飼養していること。

○原則として市税を滞納していないこと。

※市税に係る「完納証明書」の提出は不要ですが「誓約書兼同意書（様式第2号）」を提出いただき、多久市が納税状況を確認することに同意いただきます。

○暴力団等に関与していないこと。

### 3 支援金の支給額

#### 【基本】

○飼料費の一部として、飼育頭数に応じて1頭あたり5千円を支給します。

飼養頭数は、令和2年6月1日現在の頭数を基準とします。

ただし、個人経営者は10万円、法人経営者は20万円を上限とします。

#### 【上乗せ条件を満たす場合】

○国の持続化給付金の交付を受けた者には、支給額加算として15万円を支給します。

### 4 申請期間

令和2年6月1日（月）～令和3年2月26日（金）※当日消印有効

### 5 申請書類

(1) 多久市畜産農家事業継続支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 市内在住で畜産業を営んでいることが確認できる書類

例) 登記事項証明書、確定申告書等の写し

(4) 肥育牛・繁殖牛・乳用牛の飼育頭数が確認できる書類

○飼育牛が確認できる書類（耳標番号〈个体識別番号〉が記載されている任意様式）

(5) 振込口座通帳の口座名義人及び口座番号が記載された箇所の写し

※申請様式(1)及び(2)は、多久市のホームページからダウンロードいただくか、以下の窓口でお受け取りください。

(申請書等の配布窓口)

・多久市農林課（多久市役所 2 階）※平日 9 時から 17 時まで

## 6 申請方法

原則、郵送 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のためご協力ください。

## 7 申請書の提出先

〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7-1  
多久市役所 農林課

## 8 支援金の支給

申請書類の受理後、2週間程度で支給予定です。

### 〈お問い合わせ先〉

多久市役所 農林課

電話：0952-75-4825（直通）